

1. 一般社団法人 日本溶接協会 定款

制 定 平成24年6月13日
 施 行 平成25年4月1日
 一部変更 平成26年6月11日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人日本溶接協会（英文名 The Japan Welding Engineering Society。略称「JWES」）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
 2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、溶接・接合に関する技術の向上及び普及並びに溶接・接合を適用した構造物の品質性能の高度化を図り、もって我が国産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 溶接・接合に関する技術の調査及び研究
- (2) 溶接・接合に関する工業標準の作成
- (3) 溶接・接合に関する行政庁等に対する意見の具申又は答申
- (4) 溶接・接合に関する講演会及び講習会の開催
- (5) 溶接・接合に関する情報の発信及び出版
- (6) 溶接・接合に関する技術の相談、又は指導、助言及び普及
- (7) 溶接・接合に関する技術のコンクール及び表彰の実施
- (8) 国内外の学協会及び研究機関等との溶接・接合に関する技術協力
- (9) 溶接・接合に関する技術の教育
- (10) 溶接・接合に関する技術の認証及び認定
- (11) 溶接・接合に関する展示会の開催

(12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、本協会の事業に賛同する法人又は団体、個人であって、次条の規定により本協会の会員となったものをもって構成する。

2 本協会に次の会員を置く。

- (1) 団体会員 溶接又は接合に関する事業又は業務を行っている法人又は団体とし、その事業の規模及び内容により、これを特級、1級、2級、3級、4級及び5級に区分する。
- (2) 学識会員 溶接又は接合に関する学識又は経験を有し、第35条に規定する委員会等から推薦された個人とする。
- 3 前項の第1号及び第2号の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本協会の団体会員になろうとするもの及び学識会員として推薦を受けたものは、会長あてに別に定める入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2 団体会員は、本協会に対する会員としての権利の行使者である1名の代表者（以下「団体会員代表者」という。）を定め、会長へ届け出なければならない。団体会員代表者を変更するときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 団体会員は、総会の議決を得て別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 学識会員については、入会金及び会費を負担しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める書面による届出をもって、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されず、督促をしてもなお3箇月以上納入がなされなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 団体会員が解散し、又は学識会員が死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、総会の日2週間前までに、総会の目的である事項並びに日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知を発しなければならない。

3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権の数は、以下のとおりとする。

- (1) 団体会員は、第5条に定める会員区分に応じて、特級5個、1級4個、2級3個、3級2個、4級1個及び5級1個とする。
- (2) 学識会員は、1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席しない会員は、代理人によってその議決権の行使を委任することができる。

4 会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使することができる。

5 前2項の規定により行使する議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうち2名が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第20条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 会長及び専務理事以外の理事のうち1名以上3名以内を会務担当理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び会務担当理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び会務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事のうち、理事又は監事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事又は監事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事及び会務担当理事は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、専務理事及び会務担当理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して

事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。常勤の監事に対しては、総会において定める額を報酬等として支給することができる。

(役員法人に対する責任の免除)

- 第27条 本協会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問、参与及び技術アドバイザー)

- 第28条 本協会に、顧問、参与及び技術アドバイザーを置くことができる。
- 2 顧問、参与及び技術アドバイザーは、会長が理事会の決議を得て委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、本協会の業務運営に関し会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。
- 4 技術アドバイザーは溶接技術の普及・啓発を図る。
- 5 顧問、参与及び技術アドバイザーは、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 本協会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
(1) 本協会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長、専務理事及び会務担当理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって開会の日の7日前までに、理事及び監事に通知しなければならない。
4 次のいずれかの場合には、臨時に理事会を開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 理事から、会議の目的、事由を示して請求があったとき
(3) 法人法第101条の規定により、会長に対して監事から招集の請求があったとき

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序によりこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会等

(設置及び運営)

- 第35条 本協会は、第4条第1項の事業を遂行するため、必要に応じ、理事会の決議により常設又は臨時の委員会又は専門部会を置くことができる。
2 委員会及び専門部会の任務及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議をもって定める。
3 委員長及び部会長の選任及び解任は、理事会の決議による。

(指定機関及び指定機関に関する委員会)

- 第36条 本協会は、第3条に定めた目的の円滑な実施を図るため、第4条に基づき溶接に関する地域的活動を行い、地域への溶接技術の普及・啓発を図ることを目的とする団体を理事会の議決を得て指定機関として指定することができる。
2 本協会は、指定機関との連絡及び調整を図るため、必要な委員会を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければ

ばならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第42条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(余剰金の処分制限)

- 第43条 本協会は、余剰金の分配を行うことができない。

第10章 事務局

(事務局)

- 第44条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、

理事会の議決により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 本協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(定款の実施要領)

- 第46条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事（会長）は宮田隆司とする。
- 3 本協会の移行後最初の理事の任期は、第24条の規定にかかわらず、平成26年3月に終了する事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。